

第 1 回尼崎市都市計画審議会

議 案

令和 3 年 11 月 15 日

尼崎市都市計画審議会

第 1 回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	議 案 第 1 号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について		1-1

尼 都 計 第 447 号
令和 3 年 11 月 15 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 1 号

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 71.1 ha (711,201 m ²)

2 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘8丁目6外10地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘8丁目6	約 0.17 ha (1,655 m ²)	約 0.14 ha (1,391 m ²) の減
武庫之荘8丁目9	約 0.08 ha (821 m ²)	約 0.05 ha (493 m ²) の減
武庫之荘7丁目7	約 0.17 ha (1,670 m ²)	約 0.02 ha (171 m ²) の増
武庫之荘7丁目9	約 0.09 ha (904 m ²)	約 0.03 ha (281 m ²) の増
富松町3丁目2-2	約 0.06 ha (582 m ²)	約 0.14 ha (1,377 m ²) の減
武庫之荘東1丁目4	約 0.24 ha (2,427 m ²)	約 0.03 ha (258 m ²) の増
武庫之荘東2丁目5	約 0.10 ha (963 m ²)	約 0.12 ha (1,178 m ²) の減
武庫町3丁目8	約 0.18 ha (1,789 m ²)	約 0.02 ha (173 m ²) の増
南武庫之荘8丁目2	約 0.09 ha (850 m ²)	約 0.03 ha (324 m ²) の減
大庄北2丁目1	約 0.13 ha (1,276 m ²)	約 0.01 ha (123 m ²) の増
田能3丁目3	約 0.75 ha (7,527 m ²)	約 0.41 ha (4,147 m ²) の減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

3 都市計画生産緑地地区中、西昆陽3丁目6外2地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
西昆陽3丁目6	約 0.11 ha (1,094 m ²)	追 加
武庫之荘7丁目21	約 0.04 ha (357 m ²)	追 加
南武庫之荘4丁目6	約 0.04 ha (419 m ²)	追 加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

4 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘本町2丁目2外7地区を廃止する。

名 称
武庫之荘本町2丁目2
武庫之荘東2丁目3
南武庫之荘6丁目5
栗山町2丁目1-2
大島3丁目5
大庄西町3丁目1
大庄西町3丁目3
若王寺1丁目2

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

市街化区域内にある緑地機能の優れた農地等を計画的、永続的な保全を図るため生産緑地地区に指定している。

このたび、都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地地区に追加指定することにより市内農地の保全を図ることとして、申出のあった農地のうち指定基準を満たすものについて生産緑地地区に指定する。

また、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を起因として、同法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域について、社会情勢の変化等により、生産緑地地区として維持する必要がなくなったことから、生産緑地地区の廃止又は変更を行う。

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	発生理由
1	西昆陽3丁目6	地区の追加	0.00 (0)	約0.11 (1,094)	約0.11 (1,094)	追加
2	武庫之荘8丁目6	地区面積の減	約0.30 (3,046)	△約 0.14 △ (1,391)	約0.17 (1,655)	死亡
3	武庫之荘8丁目9	地区面積の減	約0.13 (1,314)	△約 0.05 △ (493)	約0.08 (821)	死亡
4	武庫之荘7丁目7	地区面積の増	約0.15 (1,499)	約0.02 (171)	約0.17 (1,670)	追加
5	武庫之荘7丁目9	地区面積の増	約0.06 (623)	約0.03 (281)	約0.09 (904)	追加
6	武庫之荘7丁目21	地区の追加	0.00 (0)	約0.04 (357)	約0.04 (357)	追加
7	武庫之荘本町2丁目2	地区の廃止	約0.07 (675)	△約 0.07 △ (675)	0.00 (0)	死亡
8	富松町3丁目2-2	地区面積の減	約0.20 (1,959)	△約 0.14 △ (1,377)	約0.06 (582)	故障
9	武庫之荘東1丁目4	地区面積の増	約0.22 (2,169)	約0.03 (258)	約0.24 (2,427)	追加
10	武庫之荘東2丁目3	地区の廃止	約0.10 (1,019)	△約 0.10 △ (1,019)	0.00 (0)	死亡
11	武庫之荘東2丁目5	地区面積の減	約0.21 (2,141)	△約 0.12 △ (1,178)	約0.10 (963)	死亡
12	武庫町3丁目8	地区面積の増	約0.16 (1,616)	約0.02 (173)	約0.18 (1,789)	追加
13	南武庫之荘6丁目5	地区の廃止	約0.06 (579)	△約 0.06 △ (579)	0.00 (0)	死亡
14	南武庫之荘8丁目2	地区面積の減	約0.12 (1,174)	△約 0.03 △ (324)	約0.09 (850)	死亡
15	南武庫之荘4丁目6	地区の追加	0.00 (0)	約0.04 (419)	約0.04 (419)	追加
16	栗山町2丁目1-2	地区の廃止	約0.07 (734)	△約 0.07 △ (734)	0.00 (0)	死亡
17	大庄北2丁目1	地区面積の増	約0.12 (1,153)	約0.01 (123)	約0.13 (1,276)	追加

18	大島3丁目5	地区の廃止	約0.08 (783)	△約 0.08 △ (783)	0.00 (0)	故障
19	大庄西町3丁目1	地区の廃止	約0.05 (495)	△約 0.05 △ (495)	0.00 (0)	故障
20	大庄西町3丁目3	地区の廃止	約0.16 (1,576)	△約 0.16 △ (1,576)	0.00 (0)	故障
21	若王寺1丁目2	地区の廃止	約0.27 (2,656)	△約 0.27 △ (2,656)	0.00 (0)	死亡
22	田能3丁目3	地区面積の減	約1.17 (11,674)	△約 0.41 △ (4,147)	約0.75 (7,527)	死亡
			約3.69 (36,885)	△約 1.46 △ (14,551)	約2.23 (22,334)	

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	504 地区	499 地区
総 面 積 (B)	約 72.5ha (725,752 m ²)	約 71.1ha (711,201 m ²)
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 84.6ha (845,559 m ²)	※2 約 82.8ha (827,728 m ²)
比 率 (B/A)	85.7%	85.9%

※1 令和2年1月1日現在の面積

※2 令和3年1月1日現在の面積

令和 3 年度

尼崎市

生産緑地地区

変更区域図

No.1～No.13

計画図1

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加区域
-  既指定の生産緑地地区
-  一団の区域

N

1:2,500

伊丹市

西昆陽3丁目6

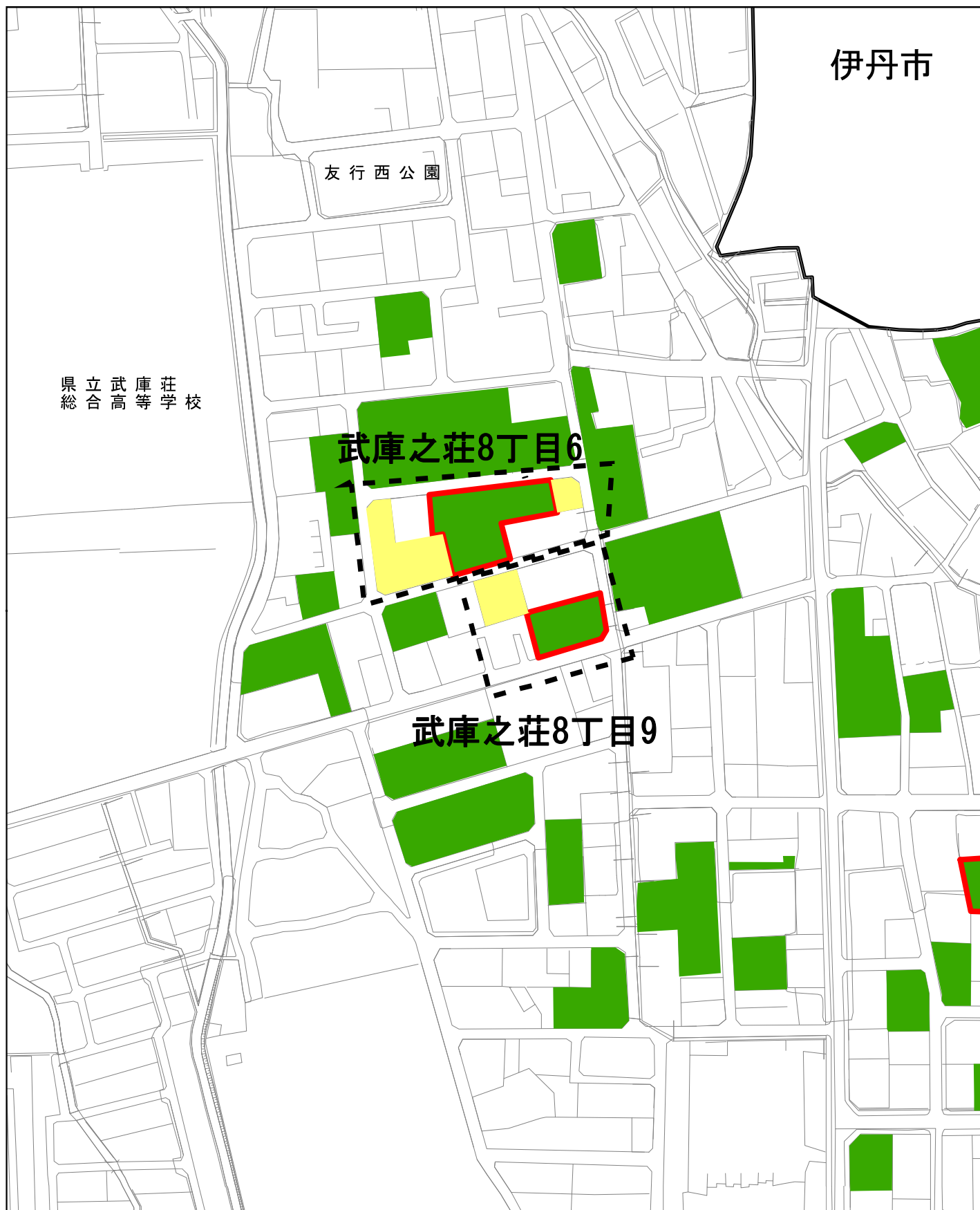
武庫川

計画図2

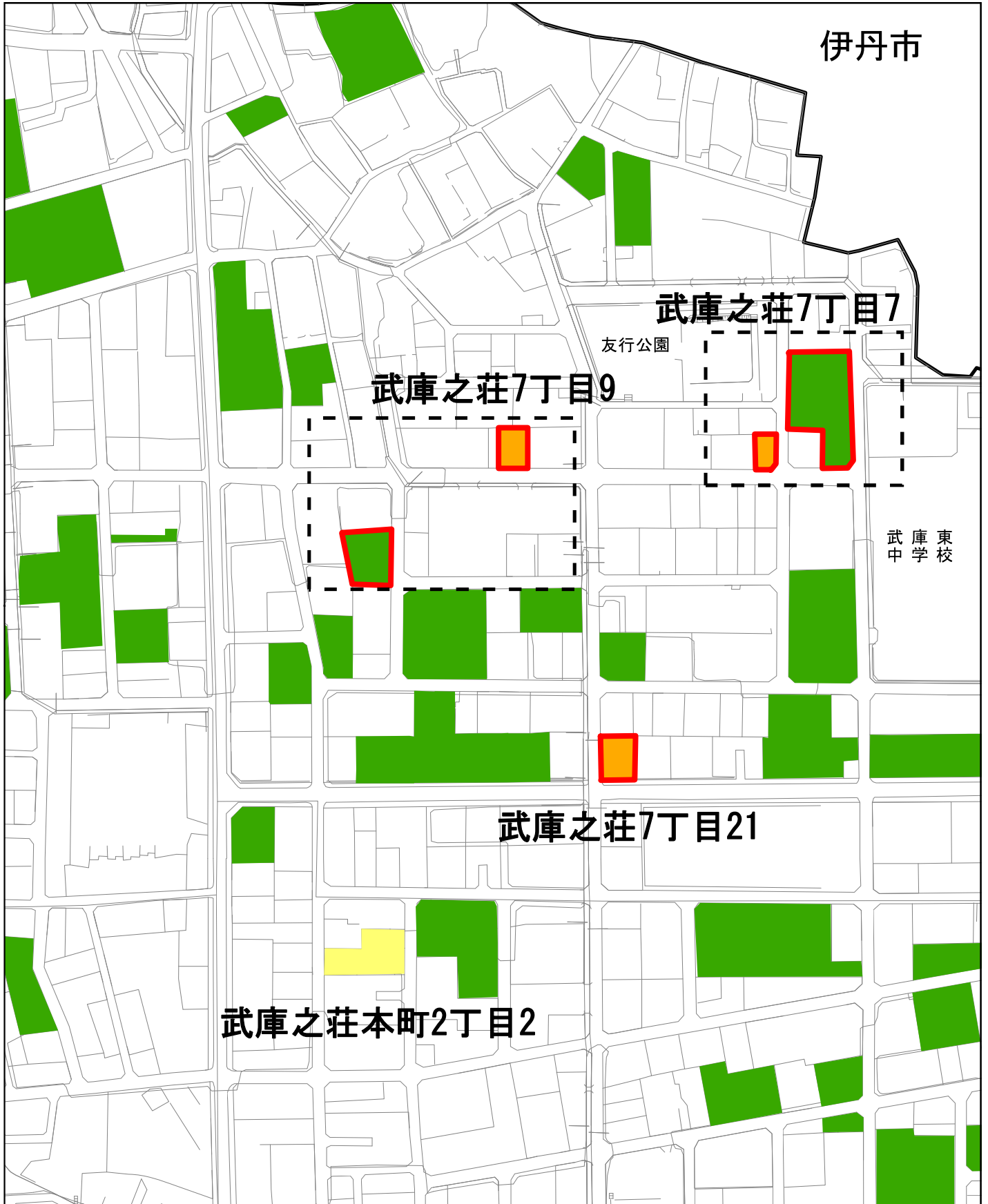
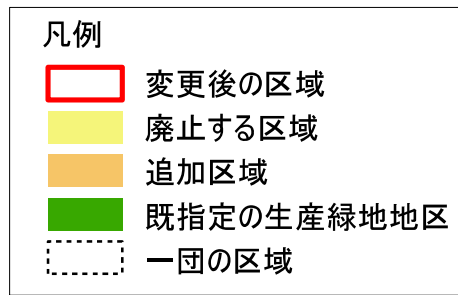
凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

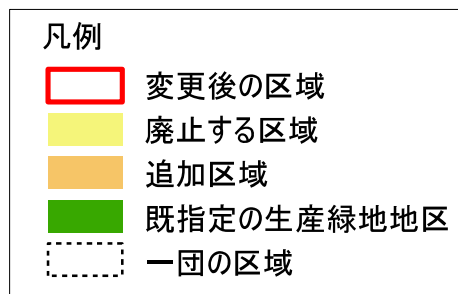
N
1:2,500



計画図3



計画図4

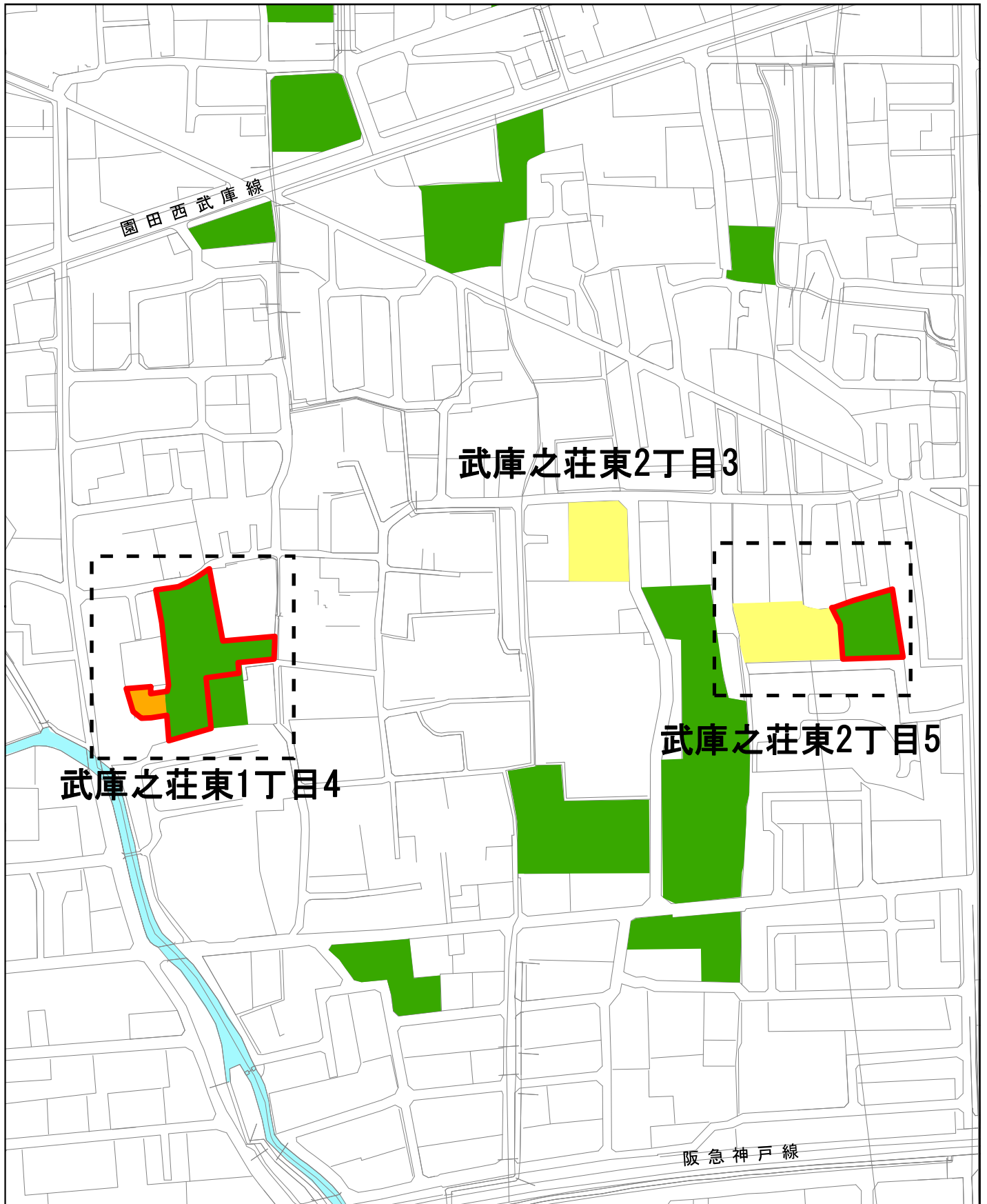


計画図5

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500

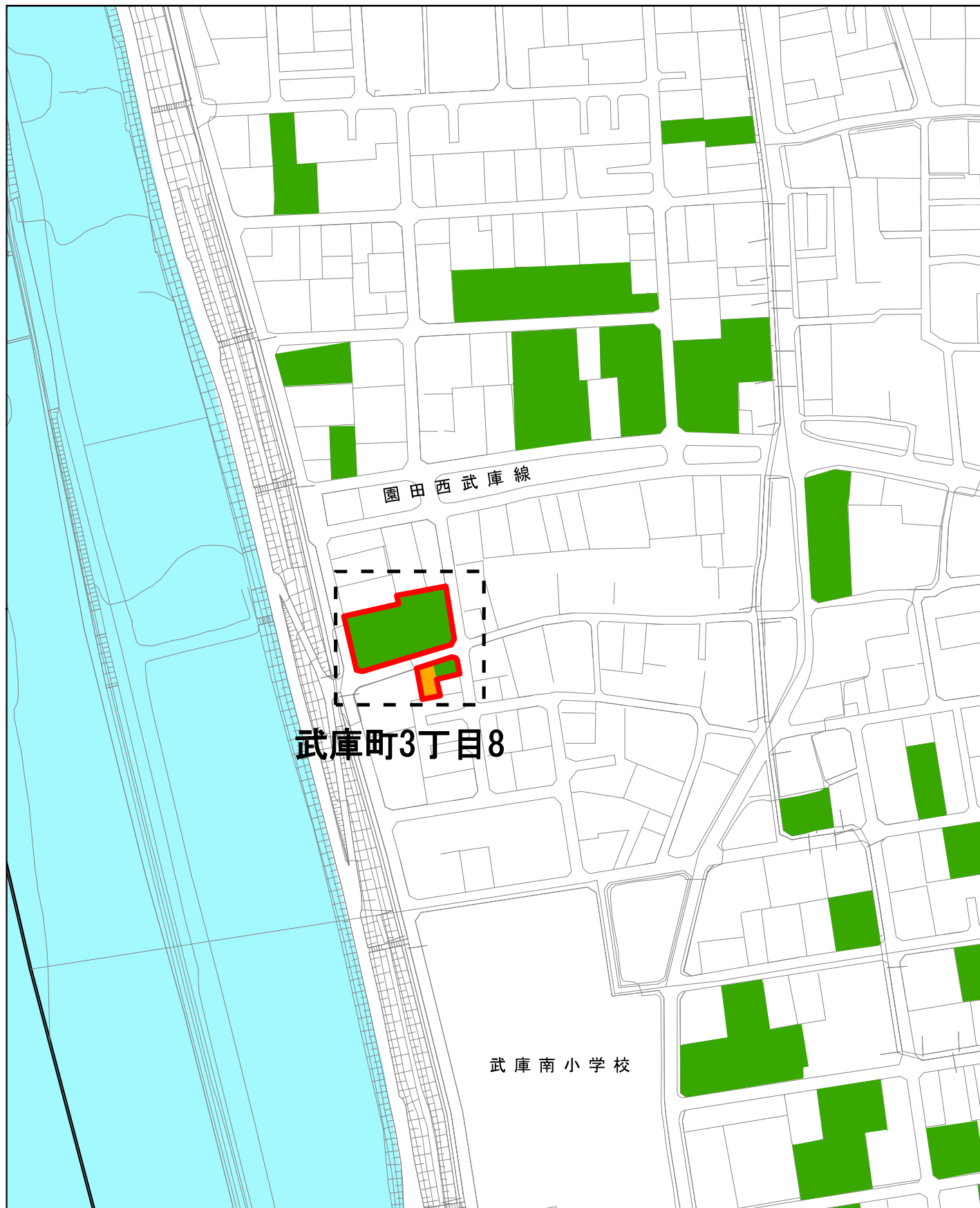


計画図6

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500



計画図7

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500



計画図8

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500

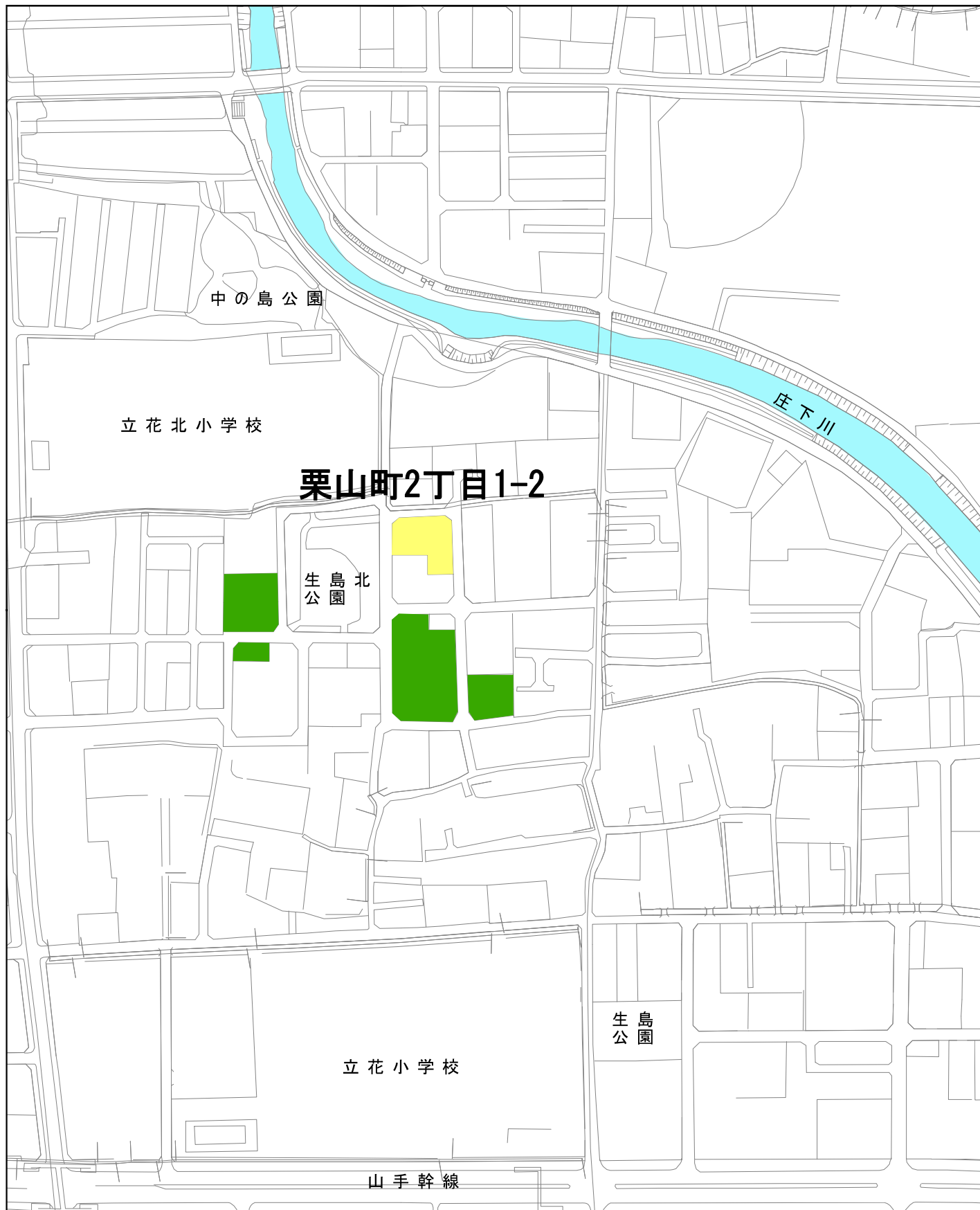


計画図9

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500



計画図10

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500



計画図11

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500

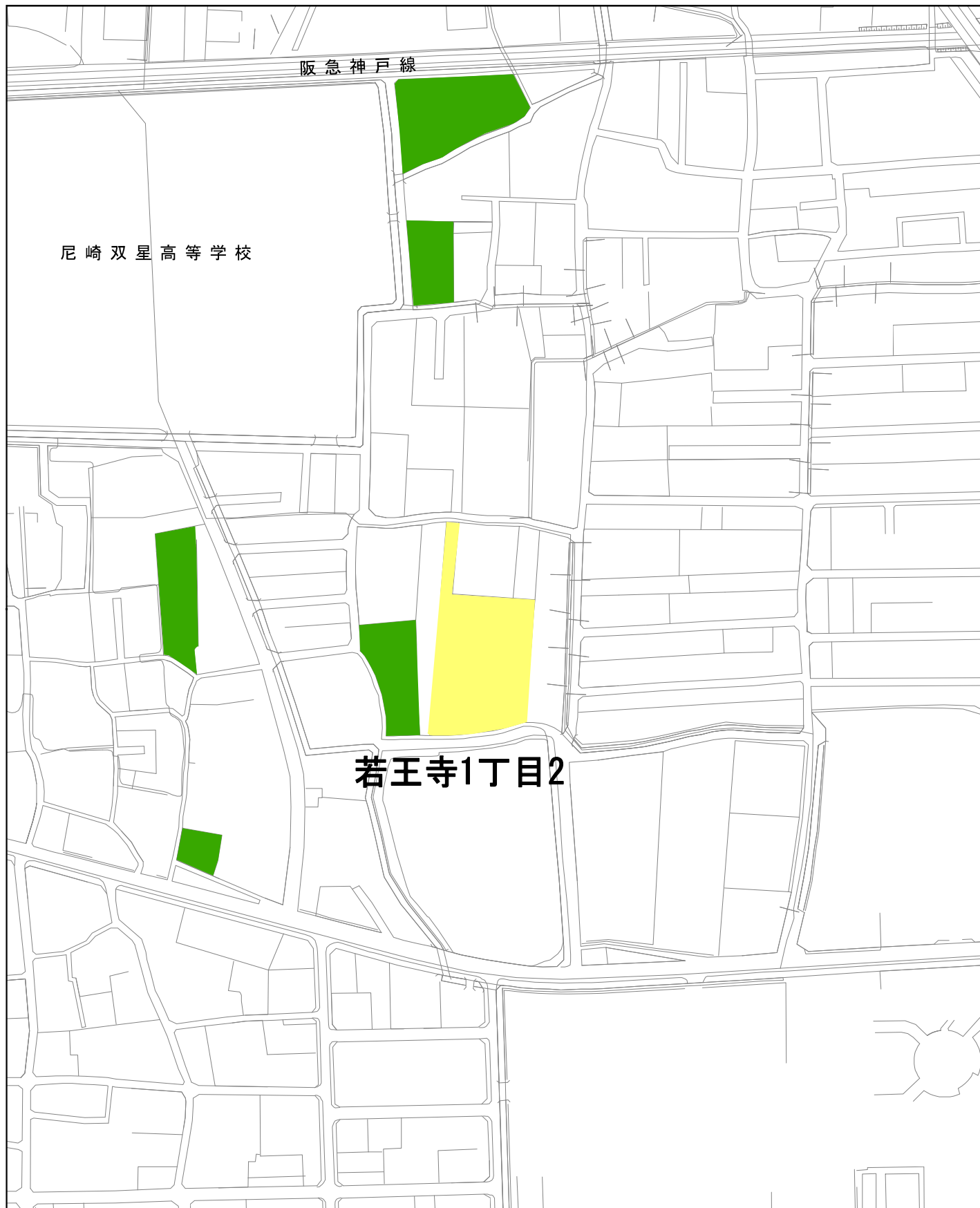


計画図12

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500

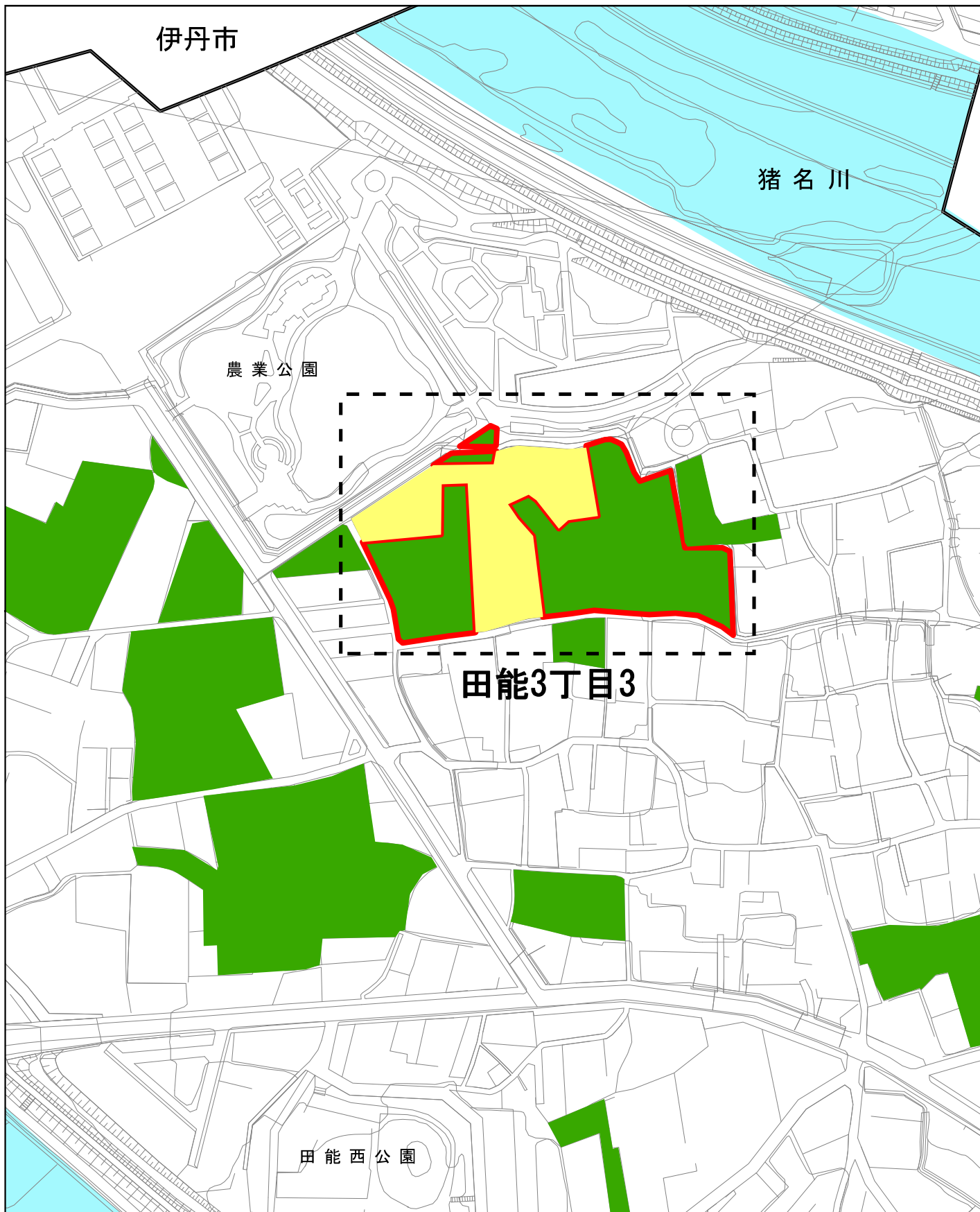


計画図13

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N
1:2,500



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（案）についての都市計画法の規定に基づく案の
縦覧及び意見書の提出の結果について

1 縦覧期間、意見書の提出件数等

- (1) 縦覧期間
令和3年10月4日（月）から同月18日（月）まで
- (2) 縦覧者
0名
- (3) 意見書の提出件数
4件

2 意見書の要旨及び市の考え方

意見書の要旨	市の考え方
田能3丁目3の生産緑地地区の一部が廃止される案について、ここは農業公園の木々と調和した素晴らしい景観をなしており、季節によって様々な野鳥の飛来があることから観察等に多くの人が訪れている。また、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地は都市に「あるべきもの」へと位置付けが転換され、計画的に保全することが求められている。昔ながらの風景が残る尼崎一広いこの農地を後世に残してもらいたい。農業としての利用ができないのであれば、田植えを体験できる場として学校に提供したり、レンゲ畑に活用し地域の人に開放したりするなどできないか。	今回の田能3丁目3の生産緑地地区は、農業公園に接し、田園風景を形成しております。 そのため、市は、農地所有者に対し、新たな担い手への貸付けや市民農園の開設など、農地を保全する手法を提案しましたが、農地所有者は、農地以外への転用に強い意志をお持ちのため、変更案のとおり、当該生産緑地地区の一部を廃止せざるを得ないということになりました。
田能3丁目3の生産緑地地区の一部が廃止される案について、農業公園南側に広がる大変美しい田園の風景を、農業公園と合わせて若い世代も協力して自然と触れ合える場所として維持してほしい。	
田能3丁目3の生産緑地地区の一部が廃止される案について、当該生産緑地地区は、コスモス園などの緑地として魅力を発信し、隣接する農業公園と合わせて、地場野菜の販売などを行うイベント会場としても活用できる場所であるため、生産緑地地区の継続もしくは緑化を目的とした都市計画を希望する。	

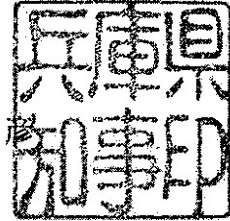
田能 3 丁目 3 の生産緑地地区の一部が廃止される案について、当該生産緑地地区を農業に関心のある若い世代を対象に共同で畑を使用させること、大阪から近い場所にあるこの田園風景と古い住宅街をロケ地とすること又は、稲作体験ができる教育の場として活用することで、今の風景を維持してほしい。人口が減少していく中で、都市部の自然の価値は益々高まる。SDGs の観点からも、将来的な食糧危機に備える上で無意味な宅地転用は避けてほしい。	
--	--



都計第 1435 号
令和 3 年 9 月 21 日

尼崎市長 稲村 和美 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



阪神間都市計画生産緑地地区の変更について（回答）

令和 3 年 9 月 16 日付け尼都計第 329 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。